

石川県公報

平成 26 年 4 月 15 日

第 1 2 6 8 8 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		○歳入の徴収事務の委託 (少子化対策監室)	2
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○歳入の徴収事務の委託 (国際交流課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称又は所在地の変更の届出 (同)	1	公 告	
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	3
		○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	4
		○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	5

告 示

石川県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウェルシア薬局七尾和倉店	七尾市石崎町タ16-1	平成25年9月1日

石川県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があった。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	七尾訪問看護ステーション	新 七尾市本府中町ソ部20番地	平成25年8月12日
			旧 七尾市本府中町ヲ部38番地	
"	"	野々市訪問看護ステーション	新 野々市市野代1丁目20	平成25年10月28日
			旧 石川郡野々市町本町4丁目8-7	

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	フロンティア能美薬局	能美市大浜町ノ145番地1	平成25年11月1日
旧	能美ワタキュー薬局		
新	フロンティア津幡薬局	河北郡津幡町潟端421番17	"
旧	かほくワタキュー薬局		

石川県告示第172号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ウエルシア薬局七尾和倉店	七尾市石崎町夕16-1	平成25年9月1日

石川県告示第173号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

指 定 訪 問 看 護 事 業 者		訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
一般社団法人 石川県医療在宅ケア事業団	金沢市鞍月東2丁目48番地	七尾訪問看護ステーション	新 七尾市本府中町ソ部20番地	平成25年8月12日
			旧 七尾市本府中町ヲ部38番地	
"	"	野々市訪問看護ステーション	新 野々市市野代1丁目20	平成25年10月28日
			旧 石川郡野々市町本町4丁目8-7	

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	フロンティア能美薬局	能美市大浜町ノ145番地1	平成25年11月1日
旧	能美ワタキュー薬局		
新	フロンティア津幡薬局	河北郡津幡町潟端421番17	"
旧	かほくワタキュー薬局		

石川県告示第174号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県青少年総合研修センターに係る使用料の徴収事務	金沢市小將町8番33号	株式会社アイ・イー・パートナーズ	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

石川県告示第175号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳人の徴収事務を委託した。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県国際交流センターに係る使用料の徴収事務	金沢市本町1丁目5番3号	公益財団法人石川県国際交流協会	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成26年3月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 世代間交流サロン・オアシス
- 3 代表者の氏名
東谷 康代
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市みどり2丁目6番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域で暮らす人々特に高齢者及び学童が有意義かつ、文化的な生活が送れるよう、また誇りをもって地域で生きていくことができるように支援する事業を行い、活力・理性ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大阪屋ショッピング野々市三納店

野々市市三納一丁目187番ほか42筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 食品スーパーマルエー三納店

石川郡野々市町中南地区整理事業施工地区内76街区1番ほか19筆、67街区1番ほか13筆

(変更後) 大阪屋ショップ野々市三納店

野々市市三納一丁目187番ほか42筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルエー

代表取締役 山本 隆

白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

(変更後) 株式会社マルエー

代表取締役 山本 一郎

白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社マルエー

代表取締役 山本 隆

白山市鶴来本町一丁目ワ111番地

(変更後) 株式会社大阪屋ショップ

代表取締役 平邑 秀樹

富山県富山市赤田487番地1

3 変更の年月日

平成26年2月24日

4 変更する理由

建物設置者の代表者が変更になったこと及び小売業者が変更になったこと並びに野々市市中南部土地区画整理事業に係る住所が確定したため

5 届出年月日

平成26年4月4日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年4月15日から同年8月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年8月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

大阪屋ショップ野々市三納店

野々市市三納一丁目187番ほか42筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 109台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 109台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 5箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 8箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年4月10日

4 変更する理由

来店客の利便性の向上及び交通安全対策を図るため

5 届出年月日

平成26年4月4日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年4月15日から同年8月15日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成26年8月15日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成26年4月15日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番ほか37筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地

公告日 平成25年12月3日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年4月15日から同年5月15日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ金沢本店

野々市市御経塚四丁目106番ほか37筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数

公告日 平成25年12月3日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

変更前後の敷地は、開発許可を受けているため、引き続き都市計画法第33条に規定する開発許可の基準(緑地3パーセント以上等)を遵守すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成26年4月15日から同年5月15日まで